| 門真  | 市広報連絡表                | 総合政策部秘書広報課 |
|-----|-----------------------|------------|
| 提供日 | 平成 25 年 11 月 15 日 (金) | 写 真        |
| 場所  |                       | 有・無        |
|     |                       |            |

誤認による差し押えについて

## 【概要】

平成25年10月25日に市税滞納者A氏の銀行預金の差し押えを執行したところ、11月1日にB氏より、自分の預金が差し押さえられているとの問合せがあり、A氏と同姓同名、同生年月日であるB氏の銀行預金を誤って差押えしたことが判明した。差し押えは同日中に解除の手続きを行うとともに、B氏に謝罪し、また、差押えに伴いA氏宛てに送付した差押調書については既に回収した。

## 【原因】

差押手続において銀行への調査の中で、氏名、生年月日、住所の確認を行った際、住所確認が不十分であったにもかかわらず、氏名、生年月日が一致していたため同一人と判断し、差し押さえを執行してしまった。住所相違の場合には、滞納者の住民票などにより住所履歴の確認を行うべきであった。

## (納税課長のコメント)

ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。今後、同様の誤りを起こさないよう、同一人の特定作業等の事務処理の見直しを行い、再発防止に取り組んでまいります。